

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との
間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
三	条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、平成三十年（二千十八年）五月の我が国とベトナム社会主義共和国との間の首脳会談において、刑事共助条約の締結交渉を開始することとで一致したことを受け、平成三十年（二千十八年）十二月からベトナム社会主義共和国政府との間で交渉を行った。その結果、条約案文について最終合意をみるに至ったので、令和三年（二千二十一年）十一月二十四日に東京において、日本国側在ベトナム社会主義共和国山田大使とベトナム社会主義共和国側チー最高人民検察院長官との間でこの条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局（我が国については法務大臣又は国家公安委員会等が、ベトナム社会主義共和国については最高人民検察院が務める。）を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものである。この条約の締結によって、我が国からベトナム社会主義共和国に対して請求する共助がベトナム社会主義共和国において一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化・迅速化が期待される。

二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文二十四箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について条約の規定に従って共助を実施すること等について定める。（第一条）

2 条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ベトナム社会主義共和国は最高人民検察院を、それぞれ指定すること等について定める。（第二条）

3 被請求国が共助を拒否することができる場合等について定める。（第三条）

4 共助の請求の形式、共助の請求に当たって通報することが必要な事項等について定める。（第四条）

5 条約に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求国は当該共助を条約の関連規定に従って速やかに実施すること、被請求

国の権限のある当局は当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること等、被請求国が請求された共助を実施するに当たってとらなければならない手続等について定める。(第五条)

6 請求された共助の実施に要する費用の負担等について定める。(第六条)

7 条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件について請求国に課される使用目的の制限及びこれらに関する請求国の秘密保全等について定める。(第七条)

8 条約の規定に従って提供される物件の輸送、保管及び返還に関する条件等について定める。(第八条)

9 証言又は供述の取得について定める。(第九条)

10 物件の取得について定める。(第十条)

11 人、物件又は場所の見分について定める。(第十一条)

12 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定について定める。(第十二条)

13 公的機関の保有する物件の提供について定める。(第十三条)

14 請求国の関係当局への出頭が求められている者に対する招請の伝達について定める。(第十四条)

15 被請求国によって拘禁されている者の身柄の移送であつて、証言の取得その他の目的のためのものについて定める。(第十五条)

16 請求国の関係当局への出頭が求められている者又は請求国に身柄を移された者に対して与えられる保護措置について定める。(第十六条)

17 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続の共助について定める。(第十七条)

18 刑事手続に関する文書の送達について定める。(第十八条)

19 事前の要請がない場合においても、刑事に関する情報を相互に提供することができると等について定める。(第十九条)

20 条約に従って送付する書類であつて、権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によつて証明されているものは、認証その他の証明なしに受領されること等、書類の認証について定める。(第二十条)

21 条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従つて他方の締約国に対し

て共助を要請し、又は実施することを妨げるものではないことについて定める。（第二十一条）

22 両締約国の中央当局は、条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができること、また、両締約国は、必要に応じ、条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議することについて定める。（第二十二条）

23 条約中の条の見出しが、条約の解釈に影響を及ぼすものではないことについて定める。（第二十三条）

24 条約の効力発生及び終了について定めるとともに、条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助が条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について条約を適用すること等について定める。（第二十四条）

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。